令和7年2月 定例会 予算特別委員会 資料

議案第1号

令和7年度 北九州市一般会計予算について (消防局所管分)

1 歳入決算額 · ・・・P2

2 歳出決算額 ・・・P2

3 消防局主要事業の概要 ・・・P3~4

議案第49号

北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について・・・P5

議案第71号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について ・・・P6~7

消防局

議案第1号

令和7年度北九州市一般会計予算(消防局所管分)について

1 歳入予算額 (単位:千円)

		J 7T				(一匹,111)
款	項	目	節	本 年 度	前 年 度	比較
17	1	11	1 消 防 使 用 料	799	2, 385	▲ 1,586
17	2	9	1 消 防 手 数 料	42, 563	41,432	1, 131
	1	3	1 消防費負担金(国)	7,518	7, 152	366
18	2	11	1 消防費補助金(国)	2,365	22, 786	▲ 20,421
	3	7	1 消防費委託金(国)	3,000	3,000	0
19	2	8	1 消防費補助金(県)	135,809	136,709	▲ 900
20	1	1	1 土 地 貸 付 収 入	2,018	2, 271	▲ 253
20	1	1	2 建物貸付収入	5,752	5,712	40
	1	5	1 市民太陽光発電所特別会計繰入金	3,000	0	3,000
22	2	15	1 SDGs未来基金繰入金	23, 367	0	23, 367
	2		1 退職手当基金繰入金	0	182,502	▲ 182,502
24	6	4	30 消 防 費 雑 入	112,378	110,311	2,067
25	1	10	1 消 防 債	937, 100	1,608,600	▲ 671,500
			計	1,275,669	2, 122, 860	▲ 847, 191

2 歳出予算額

12款1項 消防費 (単位:千円)

							(単位・十円)
			本	年 度 の	7.1-4	内 訳	
目		本 年 度	特定財源			一般財源	説明
			国県支出金	地方債	その他	732773 11/31	
1	消防職員費	9,861,182 (98,365)			12,899	9, 848, 283	消防関係職員給与費
2	常備消防費	902, 622 (70, 766)	33, 830		115,844	752, 948	○常備活動経費○予防行政経費○職員研修経費○その他経費257,41633,84376,186535,177
3	非常備消防費	401, 113 (130)	3, 115		61,134	336, 864	消防団活動に要する経費
4	消防施設費	1,383,487 (▲ 837,534)	111,747	937, 100		334, 640	○常備消防施設整備費 1,176,782・車両購入経費等 993,570・その他経費 183,212○非常備消防施設整備費 206,705
	計	12, 548, 404 (▲668, 273)	148,692	937, 100	189,877	11, 272, 735	

() は前年度比

3 消防局主要事業の概要

(単位:千円) 事務事業名 事業概要 予算額 あらゆる災害に対応するための消防体制の整備 消防活動に必要な資器材(空気呼吸器、空気ボンベ、 消防ホース、救助用ロープ、ウェットスーツ等)の計画 |消防体制の充実強化 的な更新や消火栓・防火水槽の維持管理を行う。 41, 142 また、大規模な災害を想定した訓練を行い災害現場で 常備消防費】 【2目 消防施設費】 の対応能力向上を図る。 【4目 (2)消防職員の人材育成 消防職員に必要な資格を取得させるとともに、専門知 61, 254 ・能力向上 識や技術の向上を図るなど、計画的な人材育成を図る。 【2目 常備消防費】 消防施設の長寿命化を図るため、外壁改修工事などを (3) 計画的に進める。また、第三者所有方式による省エネ機 消防施設の整備 器の導入などにより、消防施設におけるカーボンニュー 101, 567 トラルを推進する。 【2目 常備消防費】 【4目 消防施設費】 ◆八幡西消防署上津役分署(改修工事) 他6施設 消防活動に必要となる特殊災害対応自動車や高発泡照 消防車両等の整備 明車など、計6台の車両を更新する。 692, 967 また、消防団車両として指揮車や消防ポンプ自動車な 【2目 常備消防費】 ど、計8台の車両を更新する。 (他に債務負担 【4目 消防施設費】 758, 340) 救急体制の強化 「患者情報管理システム」を導入し、患者情報を早期 救急体制の充実強化 に医療機関と共有することで救急搬送の迅速化を図る。 352,846 新たに救急車2台を増台し、加えて救急車4台を更新 常備消防費】 【2目 する。また、救急救命士6人を養成する。 【4目 消防施設費】 より多くの命を救うため、医療機関との緊密な連携に 救急活動の質の向上 より、医師による専門性の高い指導・助言を受けること 7,090 で、救急活動の質の向上を図る。 【2目 常備消防費】 市民による応急手当の 市民による救命技術の向上を図るため、応急手当の普 普及啓発活動の推進 856 及啓発活動を推進する。 【2目 常備消防費】

3 消防局主要事業の概要

(単位:千円) 事務事業名 事業概要 予算額 火災予防対策の強化 市民の防火意識を醸成するため、地域ぐるみの防火訓 火災予防対策の強化 練や映像を用いた啓発活動を行うなど、効果的な火災予 9, 239 |防の普及啓発を推進する。 【2目 常備消防費】 木造の市場・商店街が密集する地域における火災予防 防火査察の強化 対策の強化を図るため、防火指導及び違反是正の推進を 21,893 図る。 【2目 常備消防費】 【4目 消防施設費】 地域における災害対応力の向上 老朽化した消防団施設の建替えを計画的に進めるとと もに、防火服やヘルメット、安全靴など、装備の充実を 図る。また、消防団員の活動を積極的にPRするなど、 消防団の充実強化 消防団への入団促進を図る。 314, 426 【3目 非常備消防費】 【4目 消防施設費】 ◆八幡東消防団第1分団本部建替え(平野二丁目) ◆八幡東消防団第7分団本部建替え(昭和二丁目) 高齢者の安全・安心の向上を図るため、消防団員が-人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災などの啓発 いきいき安心訪問の や、簡単な身の回りのお世話、福祉相談の関係機関への 推進 8,736 伝達などを行う。 【3目 非常備消防費】 ◆令和7年度の訪問予定数 2,240世帯 災害に強い安全・安心なまちづくりに向け、地域の自 主防災力を向上させるため、「市民防災会」への防災 市民防災活動への支援 6,500 リーダー研修の実施や、地域で開催される防災訓練の支 援を行う。 【2目 常備消防費】 高齢者世帯等を対象として、火災センサーの感知やボ あんしん通報システム タンを押すことで緊急通報できる装置を設置し、緊急 時、より迅速に消火・救急活動ができる体制づくりに取 の運用 532 ※上記の他、 り組む。 保健福祉局所管分 常備消防費】 【2目 (介護保険特別会計) 51,000

議案第49号

北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について

1 改正理由

本市の消防団員に係る退職報償金については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号。以下「責任共済令」という。)の定める基準に従い、北九州市消防団員退職報償金支給条例(昭和39年条例第110号。以下「条例」という。)で定めている。

この度、責任共済令について、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、 基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の区分に新たに「35年以上」 区分を追加することとなったため、条例についても同様の改正を行うものである。

(責任共済令の公布日:令和6年12月27日)

2 改正内容(第3条関係)

別表に規定する退職報償金の額について、次のとおり改定する。(別表関係)

(単位:千円)

75-6-7-7	<u>勤務年数</u>							
階級	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上	
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	<u>35年未満</u>	33+XX	
団長	239	3 4 4	459	594	779	979	1,079	
副団長	229	3 2 9	429	534	709	909	1,009	
分団長	2 1 9	3 1 8	4 1 3	513	659	8 4 9	949	
副分団長	2 1 4	303	388	478	624	809	909	
部長/班長	204	283	358	4 3 8	564	7 3 4	834	
団員	200	264	3 3 4	409	519	689	789	

3 施行期日

令和7年4月1日(責任共済令の施行期日と同日)

議案第71号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1 改正理由

本市の消防団員等に係る公務災害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。)で定める基準に従い、北九州市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第30号。以下「条例」という。)で定めている。

令和6年12月25日に、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の一部が改正されたことを受け、基準政令で定める非常勤の消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額(以下「補償基礎額」という。)が改定されることとなったため、条例についても同様の改正を行うものである。

<基準政令の公布日:令和7年2月21日>

- 2 改正内容(条例第3条第2項及び第3項関係)
- (1) 別表に規定する補償基礎額について、次のとおり改定する。

(条例第3条第2項第1号、別表関係)

	勤務年数					
階級	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上			
消防団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円			
	→ <u>12,900円</u>	→ <u>13,700円</u>	→ <u>14,500円</u>			
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円			
カ国政人の副カ国政	→ <u>11,300円</u>	→ <u>12,100円</u>	→ <u>12,900円</u>			
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円			
即攻、 <u>加</u> 攻及0.回員	→ <u>9,700円</u>	→ <u>10,500円</u>	→ <u>11,300円</u>			

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者に係る補償基礎額の最低額を、9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に引き上げる。(条例第3条第2項第2号関係)

(3) 扶養に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改訂する。(条例第3条第3項関係)

条例第3条第3	項における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分		配偶者	22歳に	22歳		2 2 歳	
		(婚姻の	達する日	に達す	60歳	に達す	重度心
		届出を	以後の最	る日以	以上の	る日以	身障害
		しない	初の3月	後の最	父母及	後の最	者
		が、事実	31日ま	初の3	び祖父	初の3	
		上婚姻	での間に	月31	母	月 3 1	
		関係と	ある子	日まで		日まで	
		同様の		の間に		の間に	
		事情に		ある孫		ある弟	
		ある者				妹	
		を含					
		む。)					
令和6年度	加算額	2 1 7	333円		2 1	7円	
	(日額)	円					
令和7年度		1 0 0	383円		2 1	7円	
		<u>円</u>					

3 施行期日

令和7年4月1日(基準政令の施行期日と同日)